

審査員補が審査員になるための実務研修について

平成 23 年 12 月 26 日
プライバシーマーク推進センター

「プライバシーマーク審査員登録制度」に基づいて登録された「審査員補」は、所定の実務研修を受けて「審査員」に格上げされることで、プライバシーマーク付与適格性審査業務を行うことが可能となります。

実務研修では、申請事業者から提出される PMS 文書(事例)を審査する「文書審査」と、審査チームが申請事業者の所在地等に出向く審査に同行する「現地審査」の両方で経験を積んでいただきます。文書審査の実務研修は 10 件が所定回数ですが、中間の 5 件目で一定レベルに達していると評価された場合は修了となります。一方、現地審査の実務研修(文書の確認、当日の現地審査およびこれらに伴う指摘事項・現地審査報告書の原案作成、改善報告への対応等の全過程を含む)は 5 件(1クール)で格上げ評価の対象となりますが、評価の結果により合計 3クール(15 件)までの実務経験を必要とすることがあります。

所定の審査実務経験を経た上で、複数の主任審査員及び実務研修を受け入れた指定審査機関から審査員としてふさわしい能力と見識を有するとの推薦を受け、評価委員会で審査員として適格と認められると、審査員として登録することができます。

◆ JIPDEC プライバシーマーク推進センター審査業務室における 実務研修実施要領

受付	随時(10時から16時まで。土日祝祭日は不可)
申込先	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 プライバシーマーク推進センター 審査業務室 〒106-0032 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル 11F 電話:03-5860-7567
申込方法	所定の申込書類を送付または持参 ※申込用紙の入手方法については、上記申込先にご連絡ください。
費用	52,500 円(消費税込み)/1クール ※実務研修に伴う旅費・交通費等はすべて自己負担となります。
実務研修場	文書審査:プライバシーマーク推進センター 審査業務室 現地審査:申請事業者(主に都内)
備考	実務研修の申込書類を受領後、当協会にて書類及び面接による選考を行わせていただきます。 また、実務研修希望者が集中する関係で、申込後、研修開始まではしばらくお待ちいただく場合もあります。 あらかじめご承知おきください。

実務研修修了後、審査員として活動し資格を維持するためには、プライバシーマーク指定審査機関との審査業務委託契約等が必要です。指定審査機関と契約するには審査員としての登録が必須ですが、本実務研修を受けることで同機関との契約が必ず保証されるものではありません。また、指定審査機関によっては定年制等、契約上の条件を設けている場合もあります。

詳しくは、お近くの指定審査機関にお問い合わせください。

また指定審査機関については、以下のホームページもご参照ください。

<http://privacymark.jp/agency/about.html>

以上